金沢市入札制度評価委員会設置要綱

（平成15年４月１日決裁）

改正　平成17年４月１日決裁

改正　平成19年４月１日決裁

改正　令和３年３月22日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、金沢市契約規則（平成 15 年規則第１号。以下「規則」という。）第 57 条に規定する金沢市入札制度評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議及び議決）

第２条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の会議は、規則第 58 条第１号、第２号及び第５号に掲げる事項について審議する会議（以下「定例会議」という。）並びに同条第３号及び第４号に掲げる事項について審議する会議（以下「臨時会議」という。）とする。

４　定例会議は、年４回以上開催するものとし、臨時会議は、必要に応じ開催する。

５　会議の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

６　委員会の審議は、原則として非公開とし、審議に係る議事の概要を公表する。

（定例会議への提出資料）

第３条　市長は、規則第 58 条第１号に掲げる事項の報告を原則として定例会議開催の前概ね３ヶ月間の本市（企業局所管も含む。）が発注した工事に係る発注工事総括表（様式第１号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第２号）及び入札参加資格停止等の運用状況一覧表（様式第３号）を提出して行うものとする。ただし、予定価格が 250 万円以下の工事については、これらの表への記載を省略することができる。

２　規則第 58 条第２号に規定する委員会又はその委員が行う工事の抽出又は指定は、入札方式別発注工事一覧表に記載されている工事のうちから入札方式又は契約方法別に無作為の方法によって行うものとする。

（意見の具申又は勧告）

第４条　委員会は、規則第 58 条第２号に掲げる事項の審議の結果、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で市長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

２　市長は、前項の意見の具申又は是正の勧告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

（再苦情処理）

第５条　委員会は、規則第 54 条第２項の規定による再苦情の申立てについての審議を行う場合においては、当該再苦情の申立てが市長にあった日から概ね 50 日以内に、市長に対して審議の結果を報告するものとする。

（委員の除斥）

第６条　委員は、自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある事項に関する審議に加わることはできない。

（委員の守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務局監理課において処理する。ただし、企業局所管の工事にあっては企業局企業総務課において処理するものとする。

附　　則（平成 15 年４月１日決裁）

この要綱は、平成 15 年 ４月 １日から施行する。

附　　則（平成 17 年４月１日決裁）

この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　　則（平成 19 年４月１日決裁）

この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　　則（令和３年３月　日決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。